

(5) 上人壇廃寺跡の出土遺物

【瓦類】

総点数にして38,000点が出土しています。軒丸瓦、平瓦、丸瓦、平瓦、道具瓦があり、特に南側の窯跡周辺と北側の区画溝から多く出土しました。種別・文様・製作技法によって、複弁六弁蓮華文の軒丸瓦を主体とする4群に大別できます。創建期に複弁六弁蓮華文が使用され、その後も蓮華文を継承しながら、建物の変遷にともなって補修用の瓦として植物文・十字文などの軒丸瓦が使用されています。軒平瓦は基本的に重弧文です。

上人壇廃寺跡の創建期に用いられたと考えられる瓦は瓦当面直径が約20cm、約2.5kgの重量を有します。こういった重量物を多量に乗せた建物は当時最先端の建築技術と権力を象徴したといえることができます。また、寺院の瓦に施された蓮華文は、もちろん仏教の象徴であり、その寺院のシンボルです。当時の人々にとっても、これまでの祭祀や信仰とは異なる新しい宗教・思想がこの地に入ってきたことを思い知らせるものであったと考えられます。蓮華文にはいくつかの系統が認められ、考古学的にはこの文様や製作技法の比較によって、寺院の創建時期や改築の回数、寺院の拡大や伝播の経路などを想定することができる貴重な資料です。上人壇廃寺跡で見られる軒瓦の複弁六弁蓮華文は、福島県では中通り地方を主体に分布するもので、4群に分けられる文様や技法の変化から、上人壇廃寺跡の建物補修や建て替えのタイミングは少なくとも3回程度あったことが考えられます。



第48図 主要な瓦類

【土器類】

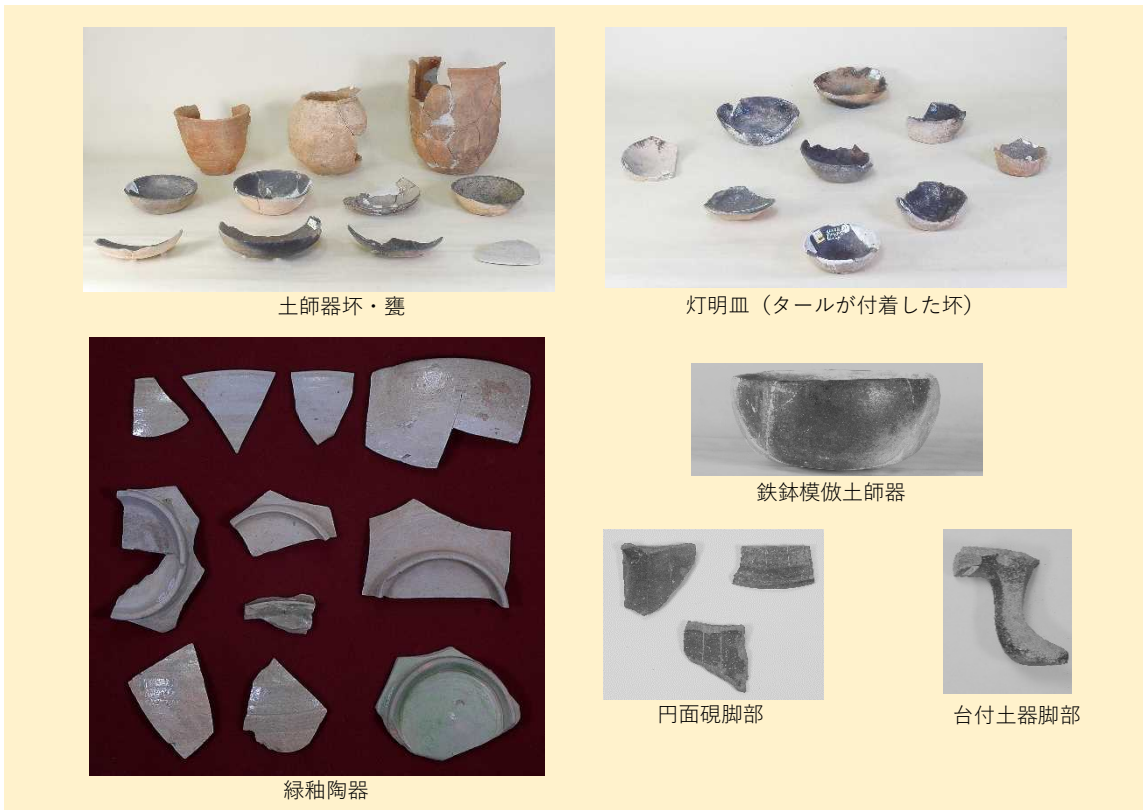
最も古い段階で7世紀末、新しいもので10世紀前半頃の土師器が出土しています。また、灰釉・緑釉陶器などの施釉陶器も数点出土しています。金が付着した緑釉陶器は、紺紙に金泥で経文を書いた、いわゆる荘厳経に用いられた可能性が高いものです。

土器は、出土層位や形状、製作技法からその使われていた時期を比較的正確に知ることができる資料で、出土した遺跡の存続した時期を示しているといえます。上人壇廢寺跡で出土している土器類の多くは8世紀から9世紀に作られたものであるため、寺院の機能はこの時期に活発であったと考えることができます。

土器の多くは炊事や食事に用いるものですが、上人壇廢寺跡では寺院特有の活動に用いられたと考えられるものが見つかっています。

口径が13~14cm程度の浅い土師器坏で、内面にタール状のものが付着している土師器坏は、油などの燃料に灯心を浸して火をともし、いわゆる灯明皿であり、当時の寺院で行われていた万燈会が上人壇廢寺跡でも行われていたと考えられます。付着物を科学的に分析した結果、荏胡麻の油に由来するものであることがわかりました。灯明の明かりは、寺院では仏の教えや悟りのシンボルでもあり、夜間の照明が存在しなかった庶民の日常とは隔絶した世界を象徴するものといえます。また、寺院で托鉢などに用いられる鉄鉢の形状を模倣した土師器や、台付土器、円面硯なども、一般の住居には見られない特殊なものです。

緑釉や灰釉などの施釉陶器も、寺院や官衙、貴族の邸宅にしか存在しない高級品です。なかでも、金泥が付着した緑釉陶器は、写経や仏画に用いる金の絵の具を作っていたことを示し、金銅製軸端の出土とも関連する仏教色の強い遺物です。



土師器坏・甕

灯明皿（タールが付着した坏）

緑釉陶器

鉄鉢模倣土師器

円面硯脚部

台付土器脚部

第 49 図 主要な土器類

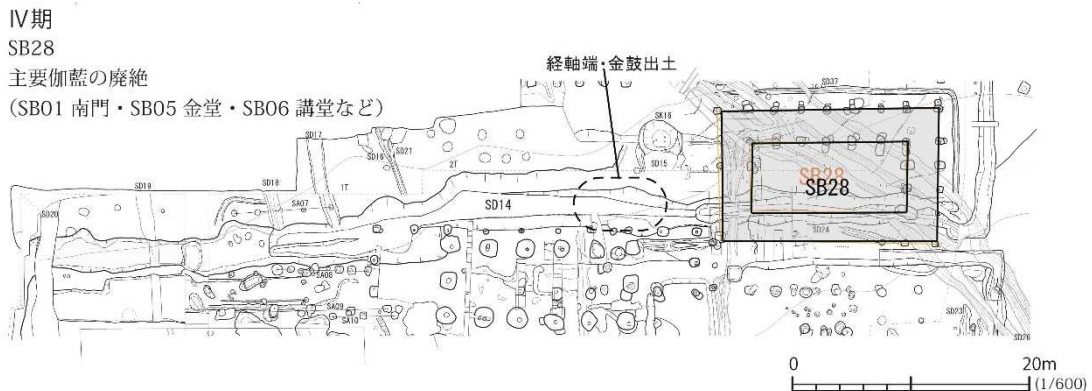
【仏具】

鉄製の金鼓(鉦鼓)、燭台の残欠、金銅製の経軸端などが出土しています。

経軸端は7点出土しており、頂部直径が約2.2cm、長さが約2.5cmで、直径約1.2cmの経軸にはめ込んだものです。銅地に金箔を貼りつけ、毛彫で宝相華文などを描いた華やかな工芸品で、仏の威儀を高める装飾の実態がうかがえます。また、これらの経軸端は、上人壇廃寺跡に紙本の經典とそれを読み書きできる僧侶が存在したことを示すものです。当時の僧侶は、得度や受戒を経たものだけに国家が認める資格であり、限られた存在でした。

金鼓は、ひもなどで吊るし、たたいて音を出すもので、当時の寺院では雅楽や法会、読経の中でリズムや区切りの表現に用いられました。上人壇廃寺跡では区画溝の北辺から出土し、直径34.1cm、高さ5.9cm、厚さは1.5cmの扁平な銅鑼に似た形状を呈します。耳の形状や位置、縁の形状は日本国内の寺院で見られる例よりも朝鮮半島で制作されたものと類似しており、上人壇廃寺跡の金鼓は朝鮮半島の金鼓が祖型であると考えられます。また、銅製の金鼓が大半を占める中、鉄製のものは古代のものとしては例がありません。福島県内では7世紀後半から相馬地方で鉄生産が活発で、阿武隈山地にも製鉄遺跡が多く存在することと関連していると考えられます。出土した区画溝の年代などから、9世紀代のものと考えられますが、この場合国内最古段階の金鼓であるといえます。

このほか、土鈴などの土製品や鎮壇具と考えられるガラス小玉なども出土しています。

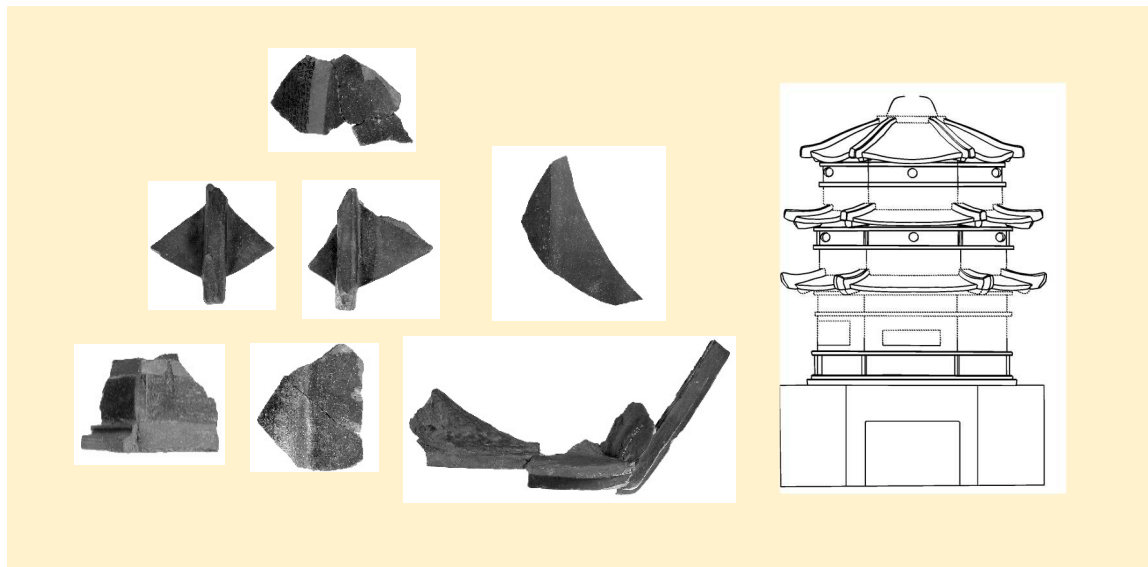


第50図 主要な仏具と出土地点

【瓦塔】

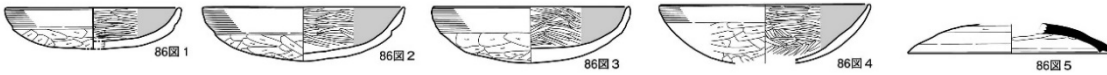
基壇跡 S B 05 周辺やその南側の窯跡の灰原と言われている個所から多く出土していることから、基壇跡にあったものが、廃絶時に南側の斜面に投棄された可能性が高いと考えられます。部位別では、軸部が最も多く、次いで屋蓋、垂木、長押があり、一部分ですが伏鉢も出土しています、現状では露盤及び水煙、相輪などと考えられる部分は出土していません。

破片の形状から全体を復元すると、幅約 65 cm、高さ 60 cm 以上で、屋根・屋蓋とも六角形の三重塔と推定され、非常に珍しい形態です。日本における瓦塔は屋根が方形を呈すものが一般的で、福島県内でも十数か所で出土していますが、大半は 9 世紀代のもので、出土状況から 9 世紀までは廃棄されていたと考えられる上人壇廃寺跡の瓦塔は比較的古い段階のものであるということが出来ます。また、多角形の瓦塔は 30 か所ほどで確認されています。西日本は屋根が多角形、屋蓋が円形となる例が大半となるなか、本例は屋蓋も多角形の瓦塔です。

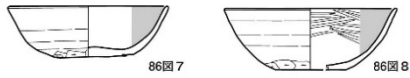


第 51 図 瓦塔片と復元模式図

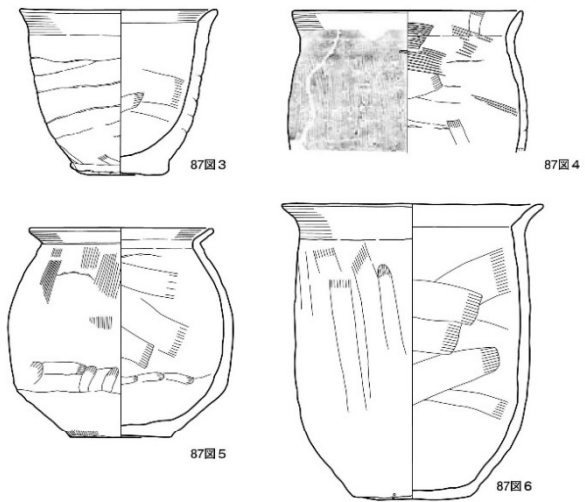
SI01



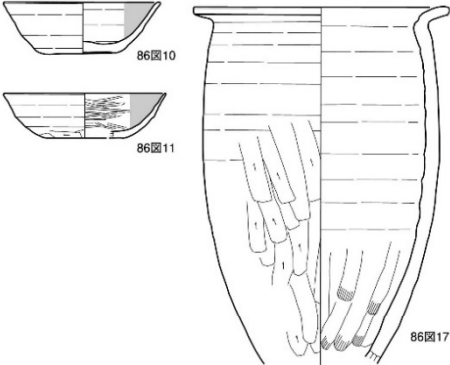
SI04



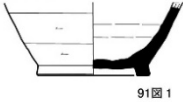
SI06



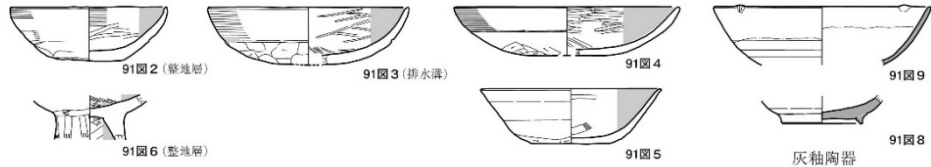
SI05



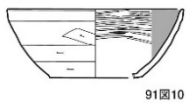
SB01



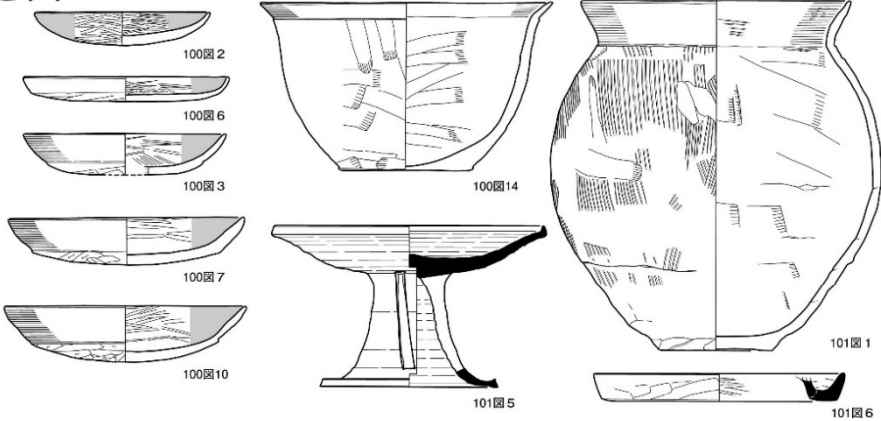
SB06



SB07



ピット (S・T-7・8グリッド)



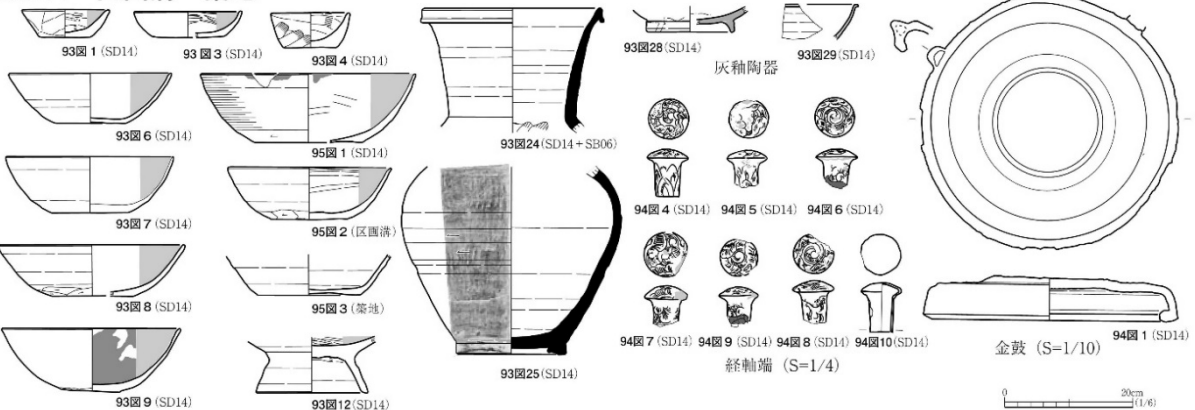
SA08 ~ 10



SB30?



SD14・区画溝・築地



第 52 図 主要遺物集成

【奈良時代の政治・仏教と上人壇廢寺跡】

6世紀頃、朝鮮半島の百済から日本列島に仏教が伝わり、7世紀初めには、蘇我馬子による飛鳥寺、聖徳太子（厩戸皇子）による法隆寺、四天王寺などの寺院が造営されます。7世紀末に藤原京が作られると、都の中に、大官大寺、本薬師寺といった、広大な敷地をもつ寺院が作られました。聖武天皇は、恭仁宮に都をうつした741年、全国に「国分寺建立の詔」を出し、全国に国分寺と国分尼寺の2つのお寺を置くことを決めました。具体的には、国ごとに七重の塔をつくり、「金光明最勝王経」と「法華経」という経典を書きうつすこと、また、国分寺を僧寺と尼寺にわけて、僧寺は「金光明四天王護国之寺」、尼寺は「法華滅罪之寺」と命名する、というものでした。この命令を受けて、このあと各国では、長い期間をかけて国分寺と国分尼寺が造営されます。

このように当時の国家は、仏教を非常に大切なものとして保護してきました。寺院も一種の行政機関であり、当時の僧侶は、必要な知識や学識を備えたものだけに国家が認めた、いわば公務員のような存在であったといえます。

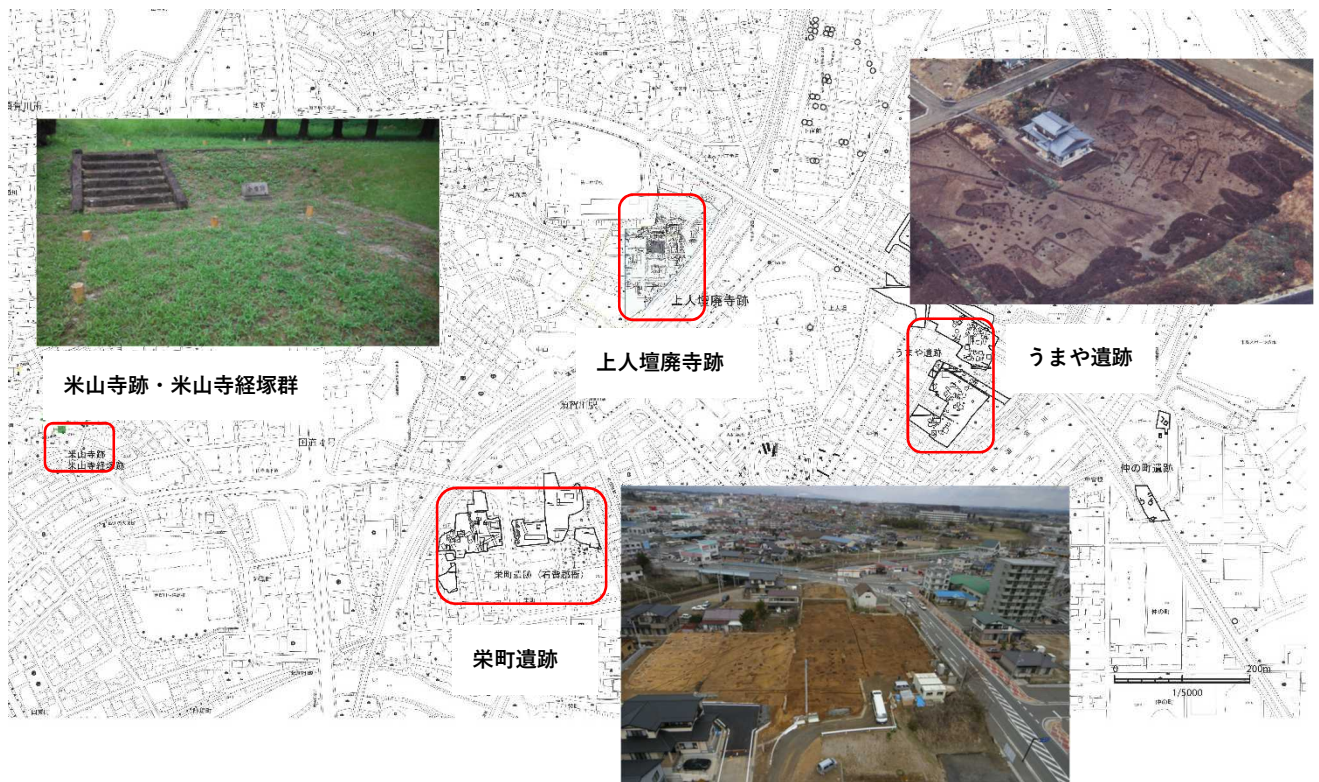
古代の陸奥国でも律令制の浸透とともに寺院創建の動きが広まっていました。郡の役所（郡衙）に近接して多くの地域で寺院の遺構が確認されています。

また、福島県玉川村・江平遺跡では、「最勝王経」の転読という諸国に出された命令が、陸奥国南部で金光明経を代用しながらも実行されていたことがわかる木簡が出土しており、難解な経典を読み書きできる僧侶やそれに次ぐ出家信者が存在し、都からの指示による仏教活動が行われていたことがわかります。

上人壇廢寺跡の遺構と遺物は、こういった国家体制と地方における寺院の活動を示す良好な事例です。国の創建した寺院と同様に蓮華文の瓦を大量に乗せた建物と、貴重な経典を書き写す僧侶が存在し、都で行われた律令や仏教をはじめとする様々な制度・文化・文物がこの地に行き渡っていたことを伺うことができます。

(6) 上人壇廃寺跡と古代石背郡衙関連遺跡の概要

奈良時代に石背郡が成立し、養老2（718）年に陸奥国から石城・石背国が分置されるこのころ、阿武隈川と釈迦堂川の合流地点に石背郡衙関連遺跡群が形成されます。栄町遺跡をはじめ、上人壇廃寺跡、官人集落としてのうまや遺跡、在地豪族の氏寺的な性格を有する米山寺跡がその代表です。古代石背郡衙関連遺跡群として上人壇廃寺跡と密接にかかわるこれらの遺跡は、上人壇廃寺跡を中心とする半径2kmの範囲に分布しています。また、当時の官道である東山道の一部と考えられる遺構がこの周辺を北上する形で存在すると考えられます。



第 53 図 古代石背郡衙関連遺跡位置図

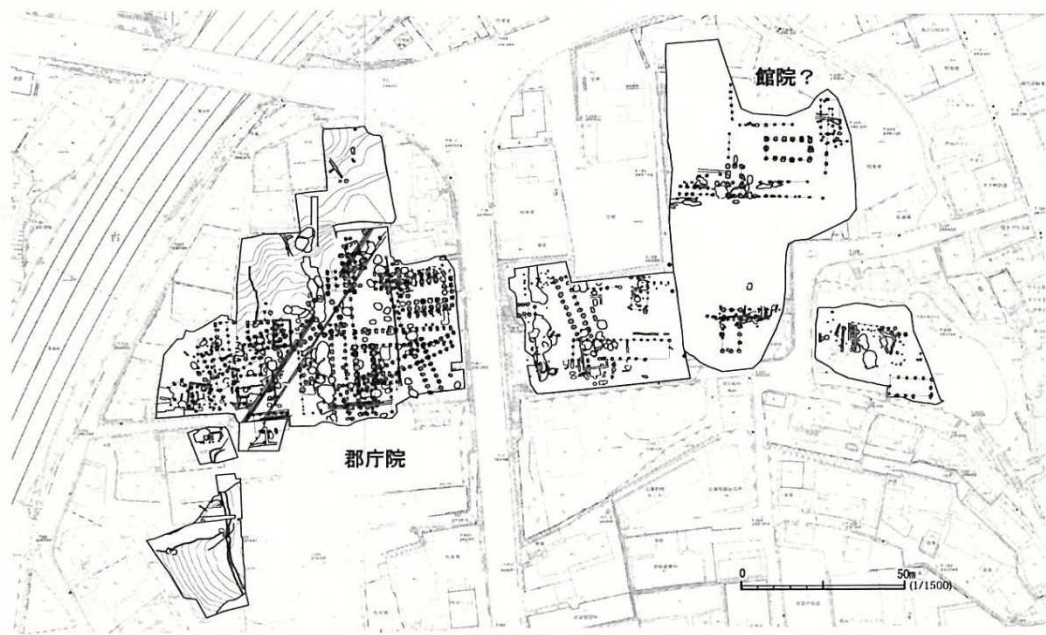
【栄町遺跡】

栄町遺跡は、阿武隈川と釈迦堂川の合流地点西側の台地上に立地しており、現在の JR 須賀川駅前南側に位置しています。

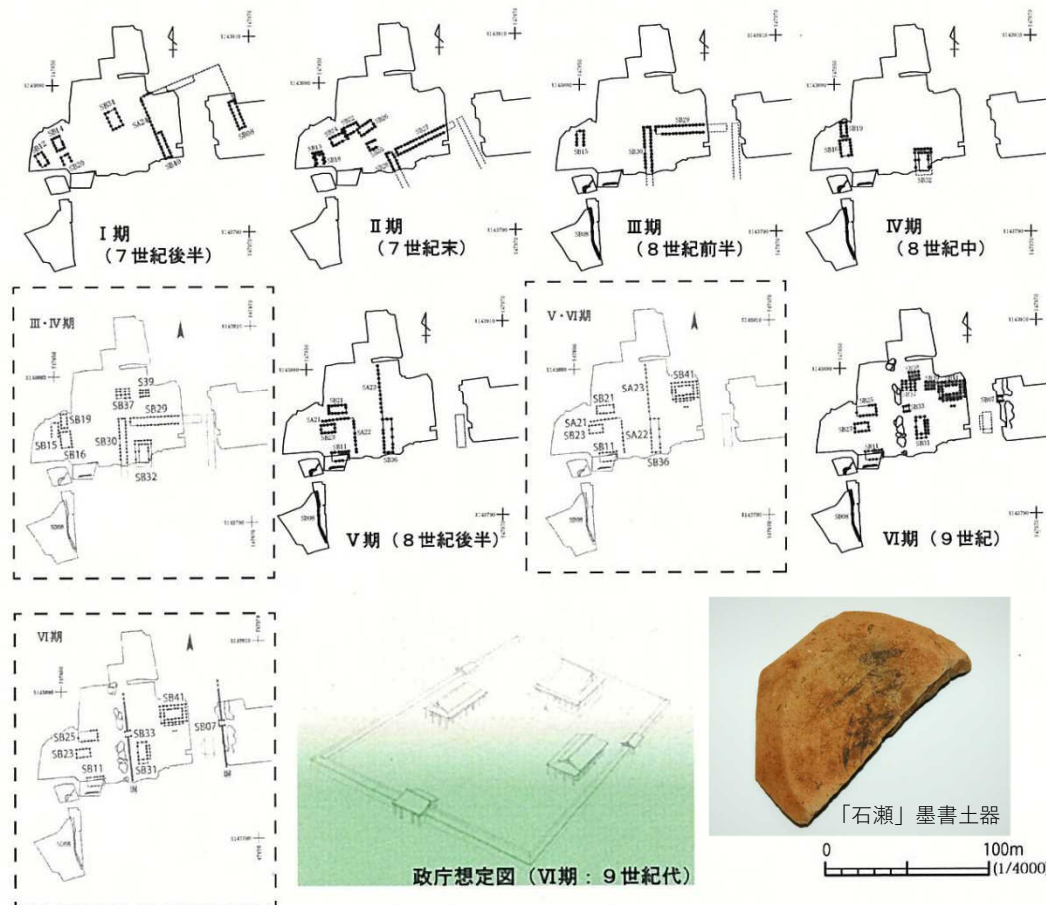
発掘調査では、掘立柱建物跡約 50 棟のほか、門跡・竪穴住居跡・柱列・溝跡など多くの遺構が検出されました。特に、平成 16 年度の調査では、郡衙の中心的な施設である「郡庁院」の建物群を確認しています。

調査の結果、郡庁の建物群は最も古いもので郡成立以前の評とよばれる時代の役所（評衙）の 7 世紀後半から、奈良時代の石背国設置前後の時代の役所（郡衙）、平安時代の 9 世紀代、役所が廃絶する 10 世紀代に至るまでの 6 時期が確認されています。

9 世紀代の建物の柱穴からは「石瀨」と書かれた墨書土器が出土し、文献資料のみで知られていた「石瀨」という表記が実際に使用されていたことが考古学的に証明されました。



栄町遺跡遺構配置図



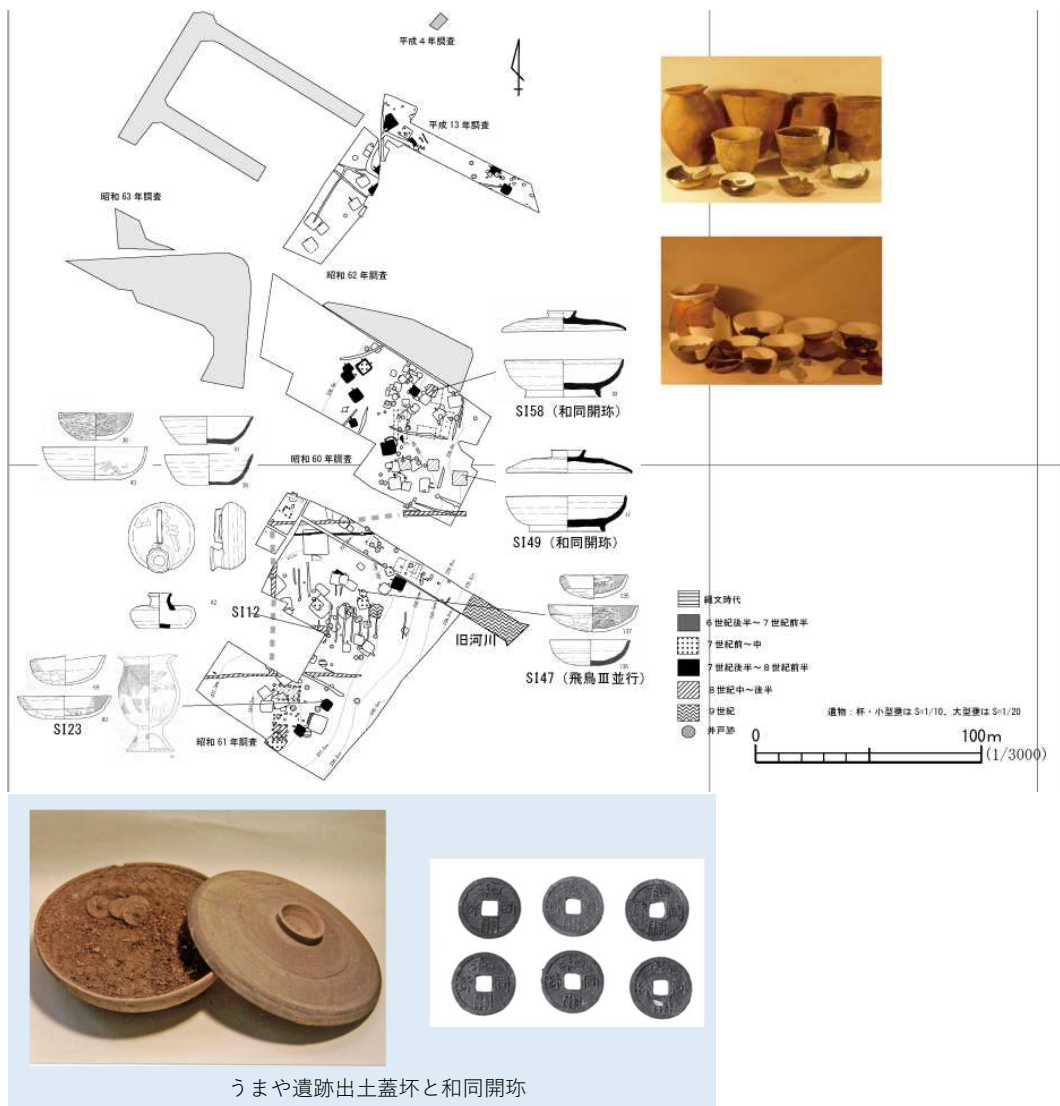
郡庁院の遺構変遷 (須賀川市教育委員会『栄町遺跡』須賀川市文化財調査報告書第60集、平成24年、藤木海「東北の郡庁の空間構成」『第20回古代官衙・集落研究会報告書 郡庁院の空間構成』奈良文化財研究所研究報告第90冊、平成29年から作成)

第54図 栄町遺跡遺構配置図

【うまや遺跡】

阿武隈川と釈迦堂川との合流点付近の沖積地に立地しています。遺跡の西側や南側にかけて推定東山道が、その北西側に上人壇廃寺跡、南西側に栄町遺跡がそれぞれ位置しています。調査の結果、8世紀のものを中心に100軒以上の竪穴建物跡が確認されました。一辺10mの大型の竪穴建物跡や掘立柱建物などから構成される大集落でしたが、9世紀にはいと突如衰退します。

出土遺物には、福島県内初の出土となった和同開珎や須恵器（蓋と高台付坏）など、ほかの地方から搬入された可能性の高い遺物が多いのが特徴です。8世紀代の石背国、あるいは石背郡衙と密接にかかわる大規模な集落で、石背郡衙や上人壇廃寺跡の造営に深く関わった人々の居住地や、東山道を介した中央や関東地方との密接な関係が指摘できる遺跡です。



うまや遺跡出土蓋坏と和同開珎

第 55 図 うまや遺跡遺構位置図

【米山寺跡・米山寺経塚群】

米山寺跡は、上人壇廃寺跡から西側 1.5 km地点の丘陵上に位置します。発掘調査の結果、9世紀代を中心とする堂跡や厨跡などの建物跡が確認されており、上人壇廃寺跡とは異なる氏寺的な性格が想定されます。現在、米山寺公園で建物跡の一部を復元しています。

米山寺経塚は、この米山寺北側の日枝神社境内に位置しています。明治時代に承安元(1171)年の年号を有する陶製の経筒外容器や銅製の経筒などが出土し、同時期に同じ施主が現在の桑折町と福島市で同様な埋経を行ったことが判明しています。埋経された経典は関東大震災で焼失し、現在は陶製の経筒外容器、銅製経筒、短刀・鐔、常滑焼の三筋壺などが残っています。遺跡は国の史跡、出土遺物は国の重要文化財にそれぞれ指定されています。



米山寺跡調査時



米山寺跡調査後
(建物の柱を復元した整備を実施)



米山寺経塚 1号経塚



1号経塚出土遺物
(経筒・須恵器系中世陶器)



3号経塚出土遺物
(経筒・経筒外容器)



3号経塚出土遺物 (短刀)

第 56 図 米山寺跡・米山寺経塚群位置図

【推定東山道】

上人壇廃寺跡や栄町遺跡など、石背郡内には官道の東山道が通っていました。石背郡内における東山道や道路跡はこれまで未発見とされてきましたが、過去の調査から古代の可能性が高い道路跡がいくつか判明しています。岩瀬森古墳（現在は、鎌足神社館跡）の確認調査で、2条の溝と考えられる断面が確認され、図面上では7mの内寸がありました。これは東山道の一部である可能性が高い遺構です。この溝跡や近世の奥州街道などを参考にすると、東山道は釈迦堂川を渡り、岩瀬森の北側を通っていたことが考えられます。



第 57 図 推定東山道位置図

(7) 史跡周辺の文化財

令和4年4月現在、本市には国指定文化財8件(重要文化財3件、史跡4件、名勝1件)、福島県指定文化財20件(重要文化財11件、重要無形民俗文化財1件、重要有形民俗文化財1件、史跡3件、天然記念物4件)、須賀川市指定文化財109件(有形文化財69件、無形文化財1件、無形民俗文化財9件、有形民俗文化財2件、史跡16件、天然記念物12件)の137件が指定されています。また、このほか国登録文化財が3件、国認定重要美術品が3件あり、指定・登録されているものを合わせると143件となります。

上人壇廃寺跡から約2km南東に所在する須賀川市立博物館では、上人壇廃寺跡出土遺物のほか、栄町遺跡出土遺物(「石瀬」墨書土器・市指定文化財)、米山寺経塚出土遺物(経筒・経筒外容器、刀子など・国重要文化財)、うまや遺跡出土遺物(和同開珎を埋納した須恵器蓋付高台付坏・市指定文化財)、稲古館古墳出土遺物(銅漆作大刀ほか・福島県指定文化財)など、国・県・市指定文化財となっている石背郡衙関連遺跡からの出土資料を常設展・企画展で展示することはもちろん、良好な状態で保存されるよう管理しています。

また、当時この地域を南北に通っていた奈良時代の官道・東山道は、上人壇廃寺跡や郡衙の廃絶以降、中世から近世にかけても主要な交通路(奥の大道)として機能したと考えられ、陸奥国須賀川愛宕山碑(市指定文化財)など周辺に中世の板碑や館跡も点在します。江戸時代に整備された奥州街道は上人壇廃寺跡南東に位置する中宿区と東側の下宿区を通り、特に下宿区には、街道の面影を残す町並みに沿って、江戸時代の寺院や石造物が多く残されています。

上人壇廃寺跡を含む須賀川市中心市街地には、室町時代に岩瀬郡を領知した二階堂氏の居城が置かれたことから、二階堂氏ゆかりの寺社が集中しています。また、江戸時代には磐城街道や奥州街道など主要街道の接続する立地にあったことから、各地から物資や文化、人々が活発に往来し、繁栄しました。須賀川に生まれた江戸時代の洋風画家である亜欧堂田善の作品をはじめ、この江戸時代の有力層が所有していた近世の絵画や俳諧関係の資料は、現在も子孫が大切に継承しているほか、市立博物館でも収集・保管しています。田善の代表作「銅版画東都名所図(二十五図) 亜欧堂田善筆 附東都名所図原版五枚」と「銅版画見本帖(十二図) 亜欧堂田善筆 附多賀城碑図 ネーデルラントの独立図原版1枚」(市立博物館蔵・重要文化財)は銅版画としては国内唯一の重要文化財です。

また、元禄2(1689)年に松尾芭蕉が「おくのほそ道」の行脚で滞在・訪問した場所にゆかりの句碑が点在し、軒の栗句碑(本町・市指定文化財)・田植塚(十念寺・市指定文化財)などを訪れる人もたえません。

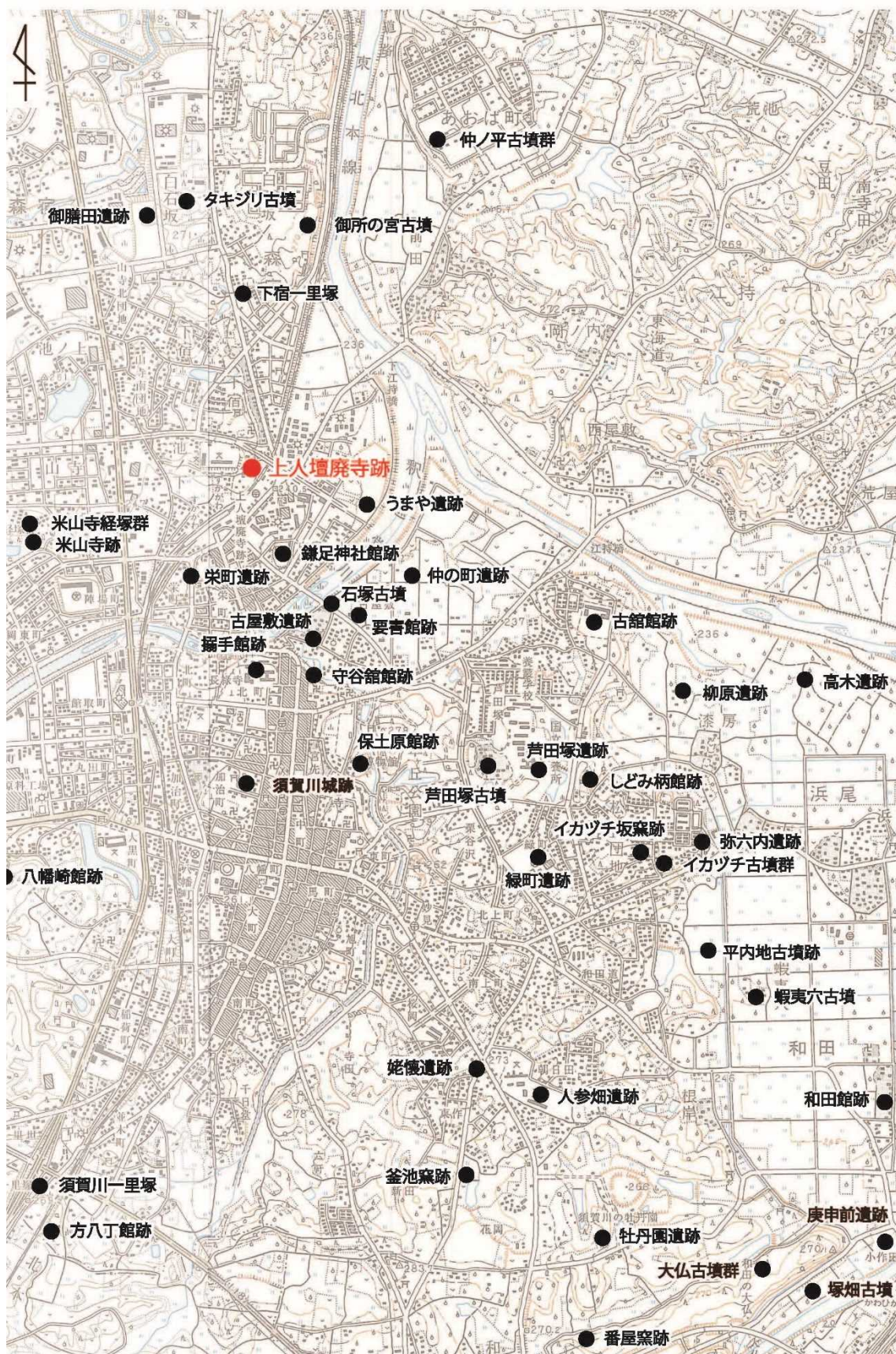
埋蔵文化財は、半径5kmの範囲に埋葬文化財包蔵地が110件所在しており、多くは奈良・平安時代の散布地です。



第 58 図 周辺の文化財位置図

下宿一里塚	奥州街道の一里塚の一つ。須賀川一里塚（国史跡）の次の塚で、下宿村の出口に位置する。
下宿御所宮館跡	鎌倉末期～南北朝期の北朝年号を記した磨崖供養碑がある館跡。
寶來寺	弘治 2（1556）年開山。千用寺の末寺。
寶來寺供養塔	康永 4（1345）年銘の来迎供養塔他 2 基の供養塔群。
鎌足神社	岩瀬森城に建久元（1190）年勧請された神社。
鎌足神社供養塔	元弘元（1331）年とされる板碑。
旧奥州街道	江戸日本橋を起点に白河へ北上する街道。
陸奥国愛宕山碑	集古十種に所収されている応長 2（1312）年銘の供養碑
千用寺	仁寿元（853）年牛袋荘に開山した天台宗寺院。慶弔 3（1598）年に現地に移転。
神炊館神社	文安 2（1445）年に二階堂為氏が牛袋荘に造営。慶長 3（1598）年に上杉景勝が現地に遷宮した。
二階堂神社	須賀川城本丸跡に二階堂為氏を奉祀するため建てられた神社。
長祿寺	長祿元（1457）年に二階堂為氏が開山した曹洞宗寺院。
普応寺	観応元（1350）年稲村に開山した臨済宗寺院。文安 5（1448）年現地に移転。
長松院	文明 17（1485）年開山の曹洞宗寺院。
十念寺	文祿元（1592）年開山の浄土宗寺院。
田植塚（芭蕉句碑）	安政 2（1855）年建立の芭蕉句碑
妙林寺	仁寿 2（852）年和田村に開山した天台宗寺院。二階堂為氏が現地に移転。
軒の栗句碑	文政 8（1825）年建立の芭蕉句碑
須賀川市立博物館	上人壇廢寺跡他、市内の主要遺跡出土資料を保管・展示する。

第 7 表 周辺の文化財一覧



第 59 図 史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地位置図

名 称	所 在 地	種 別	時 代
上人壇麁寺跡 (国)	上人坦・岩瀬森	寺院跡	奈良・平安
米山寺経塚群 (国)	山寺町	塚	平安
米山寺跡	山寺町	寺院跡	平安
栄町遺跡	栄町	官衙跡	奈良・平安
うまや遺跡	中宿・崩免・境免	散布地	縄・古～中世
石塚古墳	中宿	古墳	古墳
仲ノ平古墳群	江持字仲ノ平	古墳	古墳
タキジリ古墳	森宿字道久	古墳	古墳
御膳田遺跡	森宿字御膳田	散布地	奈良・平安
御所の宮古墳	森宿字坪ノ内	古墳	古墳
下宿一里塚	森宿字白石坂	塚	近世
鎌足神社館跡	中宿	城館跡	中世
仲の町遺跡	仲の町	散布地	奈良・平安
古館館跡	古館	城館跡	中世
古屋敷遺跡	古屋敷	散布地	縄・奈・平
要害館跡	中宿	城館跡	中世
搦手館跡	北町	城館跡	中世
守谷館跡	守谷館	城館跡	中世
保土原館跡	池上町	城館跡	中世
須賀川城跡	宮先町・諏訪町・本町・北町外	城館跡	中世
芦田塚遺跡	芦田塚	散布地	奈良・平安
芦田塚古墳	芦田塚	古墳	古墳
しどみ柄館跡	和田字弥六内	城館跡	中世
高木遺跡	浜尾字高木	散布地	古墳～平安
柳原遺跡	浜尾字柳原	散布地	奈良・平安
八幡崎館跡	八幡山	城館跡	中世
弥六内遺跡	和田字弥六内	散布地	弥生
イカヅチ古墳群	和田字弥六内	古墳	古墳
イカヅチ坂窯跡	和田字弥六内	窯跡	奈良・平安
緑町遺跡	緑町	散布地	奈良・平安
平内地古墳跡	和田字愛宕前	古墳	古墳
蝦夷穴古墳	和田字蝦夷穴	古墳	古墳
姥懐遺跡	東作	散布地	奈良・平安
人参畑遺跡	朝日田	散布地	奈良・平安
釜池窯跡	花岡	窯跡	奈良・平安
牡丹園遺跡	牡丹園	散布地	奈良・平安
大仏古墳群	和田字大仏	古墳	古墳
塚畑古墳	和田字大仏前	古墳	古墳
和田館跡	和田字宿	城館跡	中世
庚申前遺跡	和田字宿	散布地	奈良・平安
番屋窯跡	和田字番屋	窯跡	奈良・平安
方八丁館跡	高久田境	城館跡	中世
須賀川一里塚 (国)	一里坦、高久田境	塚	近世

第8表 史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地一覧

■第4節 史跡の文化財的価値

上人壇廢寺跡の文化財的価値は、昭和43（1968）年の国による史跡指定時、またその後3度の追加指定時、下記のように示されています。

【指定告示】

官報公示：昭和43（1968）年5月28日指定 文化財保護委員会告示第34号
昭和57（1982）年5月21日追加指定 文部省告示第88号
平成12（2000）年11月15日追加指定 文部省告示第169号
平成31（2019）年2月26日追加指定 文部科学省告示第26号

【昭和43年5月28日指定時における指定理由及び保存の要件】

(1) 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準史跡の部第3（社寺の跡）による。

(2) 説明

東北本線 JR 須賀川駅の北側にあり、南北に長い段丘の南端に位置し、現地系は北側が一段と高く、漸次南に低くなっており、大部分は畑地である。

昭和36年の発掘調査により、中門、金堂、講堂などと推定されている建築遺構が南北にならんで発見され、それらを囲んで東西約80m、南北約84mの規模を持つ二重の溝のめぐらされていたことが判明した。

現在遺跡の南端は東北本線用地として削られているが、金堂推定地の土壇をはじめ、主要な遺構は残されており、また六角塔の破片の出土は稀有の例である。

この寺は出土した古瓦類によれば、奈良時代から平安時代にわたり存続したものと考えられ東北地方における地方寺院の実態を示す一つの例として学術的価値が高い。

【昭和57年5月21日追加指定時における指定理由及び保存の要件】

(1) 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準史跡の部第3（社寺の跡）による。

(2) 説明

奈良時代から平安時代にわたり存続した寺院である。南北に中門・金堂・講堂と推測される建築遺構が確認されたことによって史跡に指定されている。

昭和51年以来、確認調査が須賀川市教育委員会によって実施され、既指定地北縁とそれに接続する部分に東西8間、南北5間で東西棟の大型建物跡が検出され、更に、基壇を有する別の遺構及び金銅製の経軸頭が検出されている。この地域を既指定地に追加して指定し、一体として保存を図ろうとするものである。

【平成 12 年 11 月 15 日追加指定時における指定理由及び保存の要件】

(1) 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準史跡の部第 3 (社寺の跡) による。

(2) 説明

上人壇廃寺跡は、東北本線 JR 須賀川駅の北側の台地上に位置している。昭和 36 年の東北本線複線化工事を契機に発掘調査が実施され、奈良時代前期に創建され、その後平安時代に大きな改修が行われ、平安時代末期に焼亡した古代の寺院跡であることが確認された、その結果、昭和 43 年に史跡に指定され、整備のための調査により、遺構が北に延びていることが確認されたため、昭和 57 年に追加指定したものである。

創建期の寺は、南面し一辺 72m の方形にめぐる築地の内部に、方形の基壇を持つ建物跡と堀込地業の上に建てられた建物が配置され、築地には南に翼廊のつく八脚門と東西に四脚門が取りついている。方形の基壇の建物は、周辺から瓦塔の破片が多く出土していることから瓦塔を納めた堂と考えられており、堀込地業の建物は、桁行 8 間、梁間 5 間の金堂と推定される大型建物跡である。平安期は、北に拡張され、区画施設は築地から炸裂に代わり、講堂と思われる建物跡が追加されている。

追加指定しようとする地域は、北に拡張された地域の一部で、今回承諾を得られたので、指定して保存を図ろうとするものである。

【平成 31 年 2 月 26 日追加指定時における指定理由及び保存の要件】

(1) 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準史跡の部第 3 (社寺の跡) による。

(2) 説明

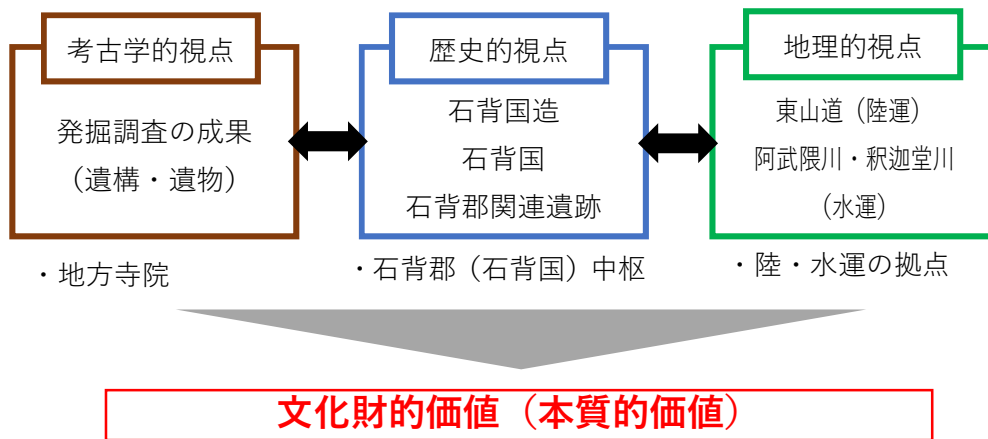
古代、陸奥国南部に造営された 8~10 世紀の古代寺院跡。一辺約 80m の区画に囲まれた中に、南門・金堂・講堂が南北に一直線に並ぶ伽藍配置をとる。今回、伽藍の後背部分となる既指定地北側を追加指定する。

平成 30 (2018) 年に市が策定した『史跡上人壇廃寺跡保存活用計画書』においては、それまでの調査成果等を総括しその本質的価値を下記のようにまとめています。

【史跡の本質的価値】

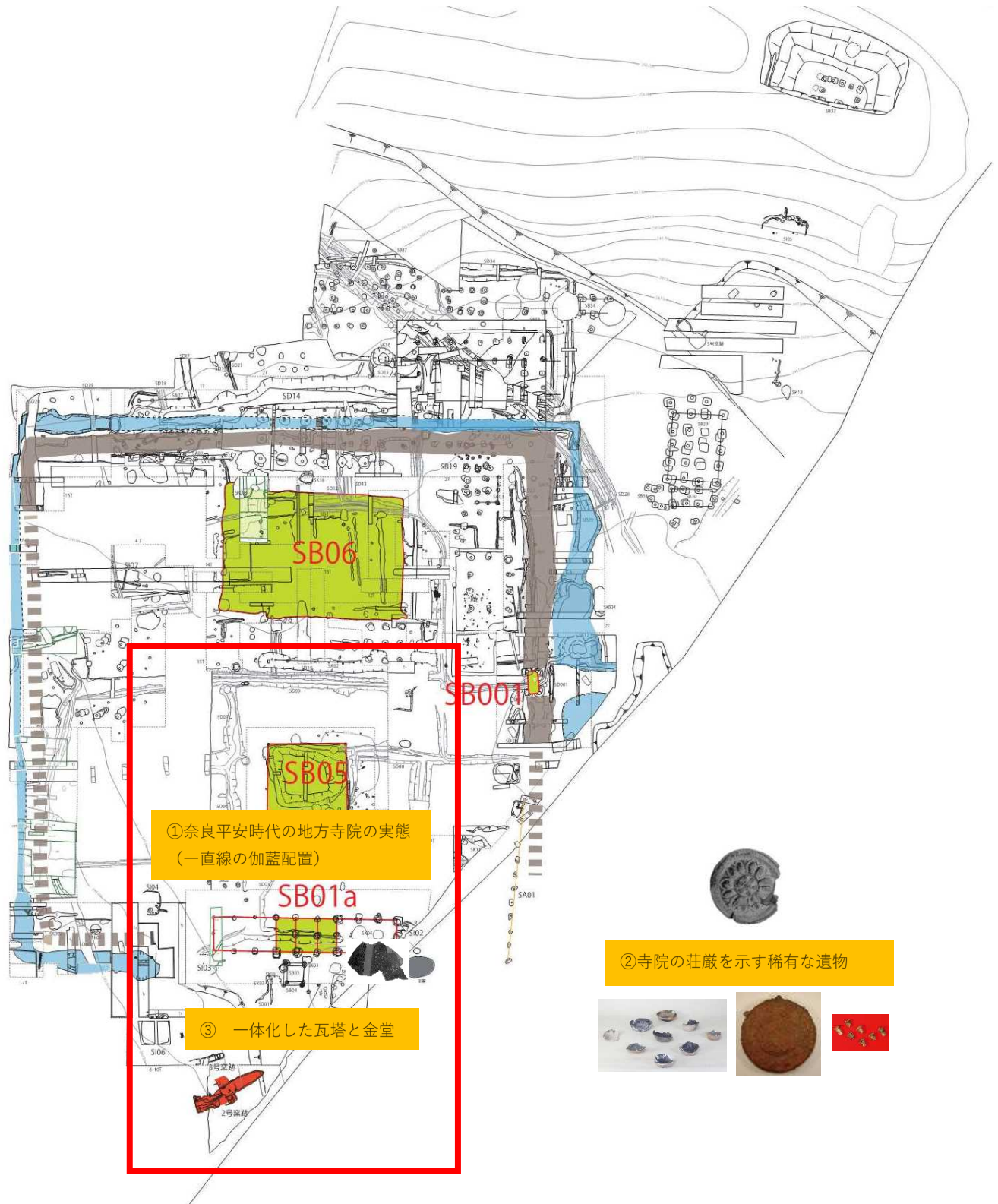
- ① 奈良時代から平安時代の東北地方に置ける地方寺院の実態を示す高い学術的価値
 - ・石背郡とかかわりのある寺院で、南門・金堂・講堂などと推定される主要な建築遺構がおおむね保存されている。
 - ・溝と塀によってほぼ方形に囲まれた東西約 80m・南北 84m の寺域に門・金堂・講堂が一直線上に連なる点は東北地方の古代寺院として類例が少なく、古代地方寺院の実態を示す例として貴重。

- ② 金鼓・経軸端など、寺院の荘厳を示す全国的に稀有な遺物が出土
 ・全国唯一の古代の鉄製金鼓や、7点もの経軸端、金泥の付着した緑釉陶器など希少な仏具の出土
- ③ 金堂と瓦塔が一体化した「塔」として象徴的な六角形の瓦塔が出土
 ・多角形の瓦塔として残りがよく、東北地方では初現期（8世紀前半）となる瓦塔と、それを納める金堂とが一体として「塔」の役割をもった貴重な例
- 指定文と『保存活用計画書』に示されたこれらの文化財的価値は、史跡の本質的な価値として永く保存し、活用すべきものとして整備を計画します。



- ① 奈良時代から平安時代の東北地方における地方寺院の実態を示す高い学術的価値
- 伽藍配置
 - 基壇建物跡・堀込地業建物跡・掘立柱建物跡・竪穴建物跡・区画溝跡・築地塀跡・瓦窯
 - 柱列跡・竪穴建物跡・区画溝等
- ② 金鼓・経軸端など、寺院の荘厳を示す全国的に稀有な遺物が出土
- 瓦・土師器・須恵器・金属製品・石製品・ガラス製品等
- ③ 金堂と瓦塔が一体化した「塔」として象徴的な六角形の瓦塔が出土
- 基壇建物跡
 - 六角形の瓦塔

第 60 図 文化財的価値 (本質的価値)



第 61 図 文化財的価値（本質的価値）の配置図

■第5節 史跡の新たな評価の視点（公共財的価値）

『史跡上人壇廃寺跡保存活用計画書』においては、本質的価値のほか、新たな評価の視点を下記のようにまとめています。

①現代へと続く「上人壇」・「石背」の記憶

②須賀川市の文化財保護の原点となる史跡

③景観や地形など、当時のすがたを今にしのぼせる空間

今日では全国各地で確認されている古代の地方寺院の中でも、昭和36年に公的に調査が行われた上人壇廃寺跡は、その研究の先駆けとなった遺跡です。早くからその価値を認め保存へとつなげた先見の明があったことで、後年明らかになった栄町遺跡（石背郡衙）の存在とあわせ、上人壇廃寺跡の価値は一層高まっています。歴史研究や文化財保護の長期的な視点や取り組みの大切さを象徴する遺跡として、これらの評価の視点を継承していきます。

また、上人壇廃寺跡は、奈良時代の寺院としての役割を終えてから長らく耕地として利用されてきました。明治20年に東北本線が開通し、須賀川駅ができます。その複線化の工事による発掘調査により、昭和43年に当地は史跡として保護される一方、その頃から徐々に、周辺地区では宅地化が進んできました。この場所は、今では住宅地の中にあって、文化財としてのみならず、多くの人がある便益を享受できる公共財としての価値も有しています。この場所の下記の特徴は、史跡の文化財的価値を多くの人と共有するうえでの利点として、整備においても生かしていきます。

（1）ランドマークであること

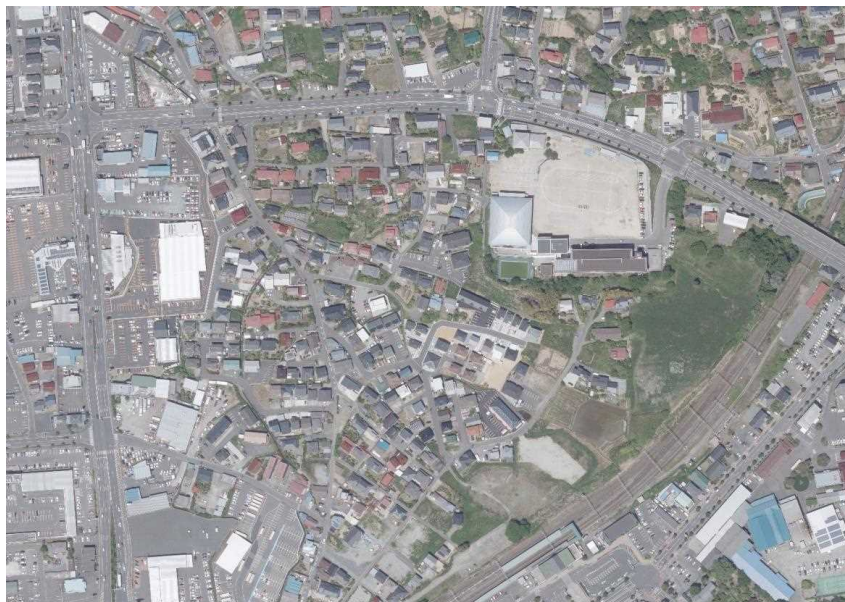
上人壇廃寺跡は、東北本線に接し、JR 須賀川駅のホームからも見える高台に位置しています。地域の人はもちろん、須賀川市を訪れ、また通り過ぎる人たちの目にもとまります。そこで、駅に隣接する部分から高台まで広く公園として整備し、さらに金堂や講堂があったことをAR(拡張現実)などによって視覚化することにより、駅を訪れる人にとっての見どころとして、また須賀川市のランドマークのひとつとして強く意識化され、その姿は地域のシンボルの一つともなるものと期待されます。



第62図 JR 須賀川駅東北本線ホームからみる史跡の現況

(2) オープンスペースであること

上人壇廃寺跡（1.39ha）は、駅西地区の住宅地の中にあって貴重なオープンスペースとなっています。「須賀川市緑の基本計画」では「緑化重点地区」として位置づけられており、史跡観賞や歴史学習の場のみならず、憩いの場やイベントの場など多目的な活動の場として活用されることが期待されます。



第 63 図 JR 須賀川駅・駅西地区内住宅地と史跡の配置状況

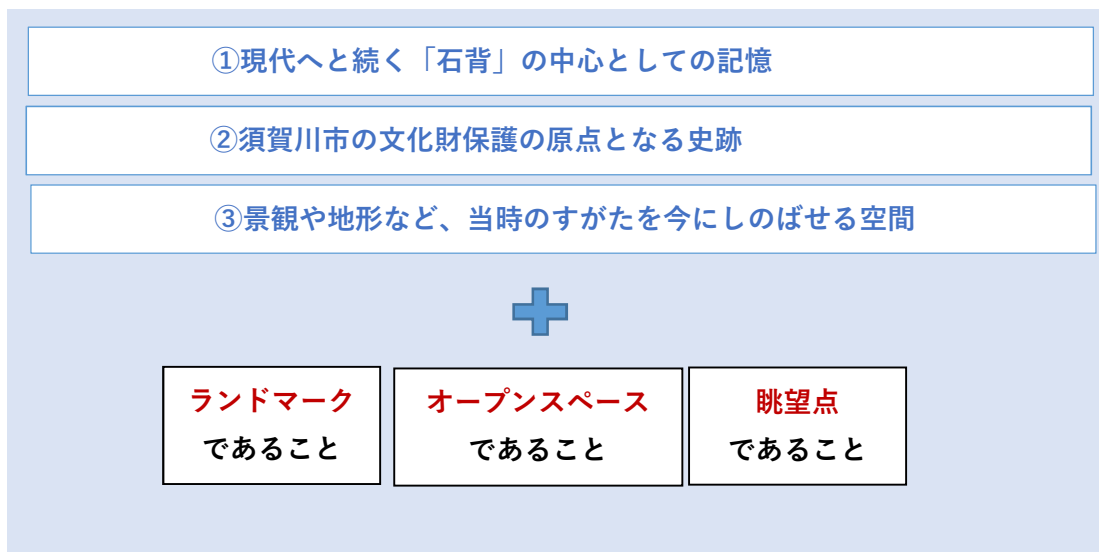
(3) 眺望点であること

高台にある上人壇廃寺跡からは、栄町遺跡あたりから中心市街地にかけて、一望できます。また、岩瀬森（鎌足神社館跡）や愛宕山（岩瀬山城跡）が一直線上に見えます。市民が自らの町の中心部を眺め、古代空間の広がりや想いを馳せるのに良い場所になります。また、そうした眺望は、この遺跡自体の立地特性を理解する手掛かりとなります。こうした潜在的な魅力を生かした眺望点とすることで、史跡や須賀川市の特徴を理解したり心を安らげたりできる場所となることが期待されます。



第 64 図 史跡北側から市街地への眺望

新たな評価の視点（公共財的価値）



第 65 図 史跡の新たな評価の視点（公共財的価値）

■第6節 史跡の保存・活用の現状

(1) 保存の現状

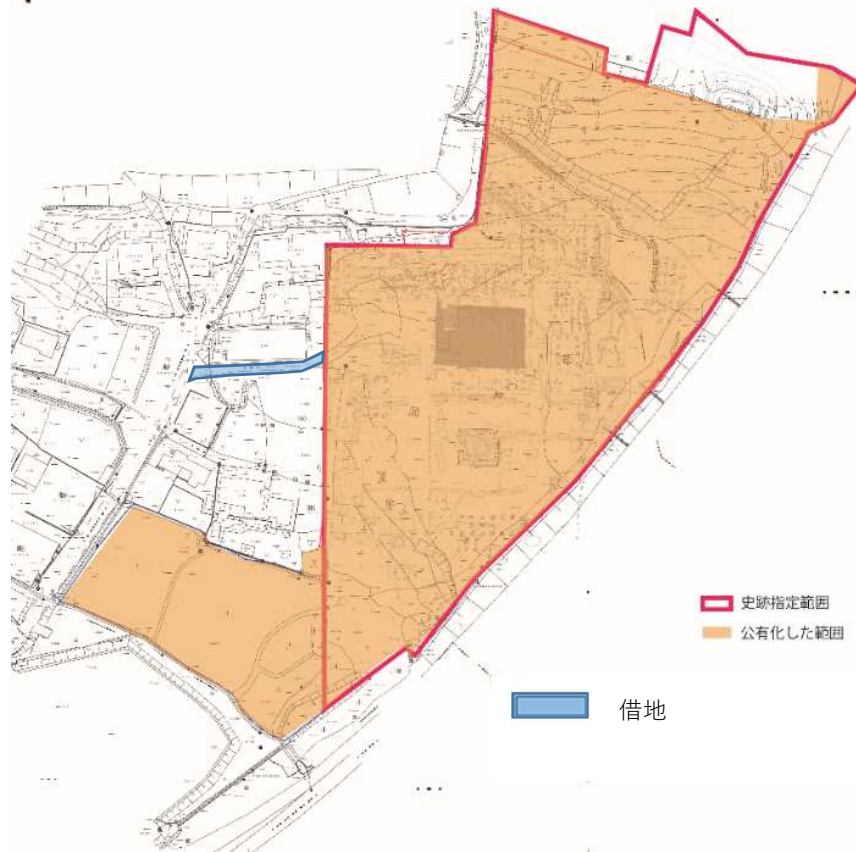
■史跡の遺構保護と公有化の現状

史跡範囲内の遺構は検出した面から 30～50cm の厚さで盛土を施し保護しています。しかし、史跡指定範囲北端から南端にかけ約 10m の比高差を有する傾斜地であるため、史跡北側から南側に向かって雨水が流れる際、素掘りの排水溝は存在しますが、排水は不良です。

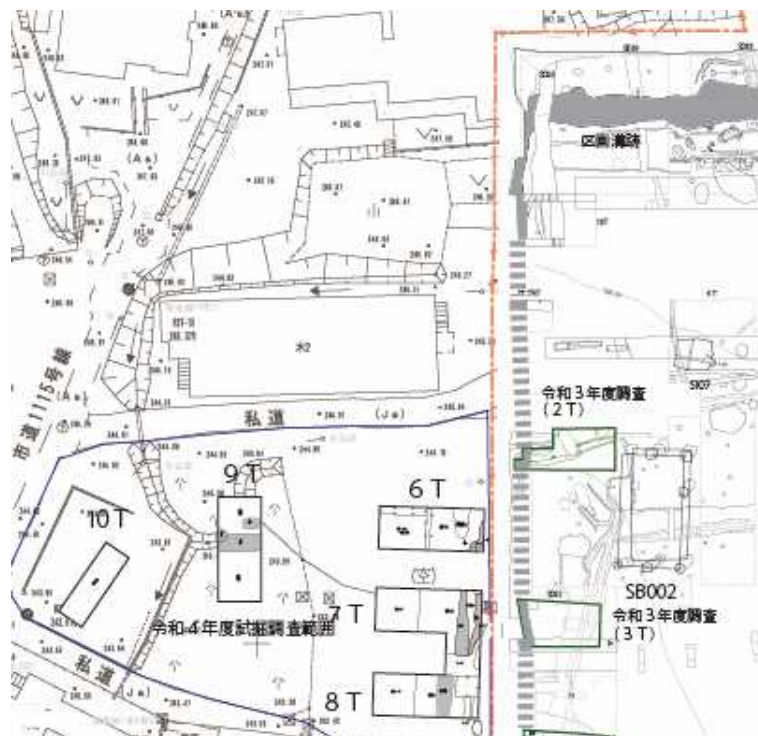
史跡指定範囲はほぼ公有化されていますが、史跡指定範囲北側の一部はまだ民間所有地となっています。周辺は一般住宅、鉄道線路があり、史跡指定地北側や西側は開発が顕著です。また、指定範囲が主要遺構の保護できる最低限の範囲にとどまっておき、一部の遺構が史跡外にまたがっています。



第 66 図 史跡指定範囲の排水状況



第 67 図 史跡と周辺の公有化状況及び所有関係



第 68 図 史跡西側における試掘調査トレンチ配置図

「保存活用計画書」に定める史跡の周辺エリア（II地区）は、上人壇廃寺跡に関連する遺構・遺物が存在すると推定される地区で、積極的に追加指定や公有化を検討することとなっていますが、公共施設・鉄道線路・道路以外は民有地です。史跡範囲内の地表面に景観を阻害する構造物は特になく、隣接する範囲を含めての景観は良好といえますが、史跡東側には鉄道、工場などの大規模な施設が位置しており、関連遺跡への眺望の支障となる高架等が存在します。

史跡と関連する遺跡の保存の現状としては、うまや遺跡・栄町遺跡は区画整理等により記録保存の措置が取られ、遺構は残っていません。



第 69 図 史跡指定範囲と周辺の現況

(2) 整備の現状

■周辺からのアクセス

上人壇廃寺跡は、須賀川市のほぼ中央部である須賀川市上人坦・岩瀬森地内にあります。国道4号から約500m東に入った位置にあり、中心市街地にある市役所からは直線距離で約2km、徒歩で25分、車では駅と東北本線を迂回する必要があるため、約7分を要します。

史跡北側は須賀川市立第二中学校敷地と、東西に走る県道須賀川二本松線とに接していますが、北側から史跡へのアクセスは、中学校敷地や個人所有地を通らなくてはならない状況です。交通機関はJR須賀川駅が最寄り駅となり、直線距離では150mですが、現在の道路事情では駅から徒歩でのアクセスに約1kmを歩く必要があります。路線バスでのアクセスは国道4号沿いの山寺バス停から約800m、徒歩5分を要します。

現在、史跡が住宅街の入り組んだ細い道路からしかアクセスできないという周辺の事情から、案内看板は設置されていません。



第70図 史跡へのアクセス経路

また、一般の見学者が自力で史跡へ達することが困難であると同時に、地域の生活環境を保つ観点からも団体や不特定多数の利用者を誘導することが難しい状況です。また、史跡西側から一般の利用者が自由に進入できるルートがなく、維持管理のため個人所有の土地を借用しています。

駐車場はJR須賀川駅東口のみとなり、徒歩・車・公共交通機関いずれの方法によっても

アクセスが難しいことに加え、鉄道の敷設状況から周辺地域の通勤や通学など生活動線を考えるうえで課題となっています。

現在進行中の駅西地区都市構造再編集中支援事業で、周辺道路や東西自由連絡通路、駅等の施設が新設され、史跡へのアクセスは現状より改善できる見込みですが、市営駐車場や無料駐車場は計画されていません。このため、現在の事業が完了しても、自家用車で史跡を訪れる人はJR須賀川駅東口の有料駐車場に駐車し、徒歩で東西自由連絡通路を経由してアクセスする必要があります。

■活用に資する設備の整備

史跡指定範囲は現状では草地となっており、遺構の表示やそれに対応した動線・見学順路の案内などはありません。史跡の説明板が1か所に設置されていますが、文章のみで簡略な内容となっています。

史跡と関連の深い栄町遺跡・うまや遺跡は消滅しており、栄町遺跡では標柱と記念碑・遺跡についての説明板が跡地に設置されています。うまや遺跡については須賀川史談会により設置された標柱が跡地にありますが、遺跡の内容の説明板はありません。

周辺に史跡の見学者が利用可能な駐車場・トイレ・休憩施設・ガイダンス施設等は設置されていませんが、須賀川駅西地区都市構造再編集中支援事業において史跡に接して西口のロータリーや駅西広場が整備される予定です。この中で、広場の利用者や史跡への来訪者なども利用できるトイレや休憩施設が計画されています。



第 71 図 駅西広場用地と史跡の現況（西から）

(3) 活用の現状

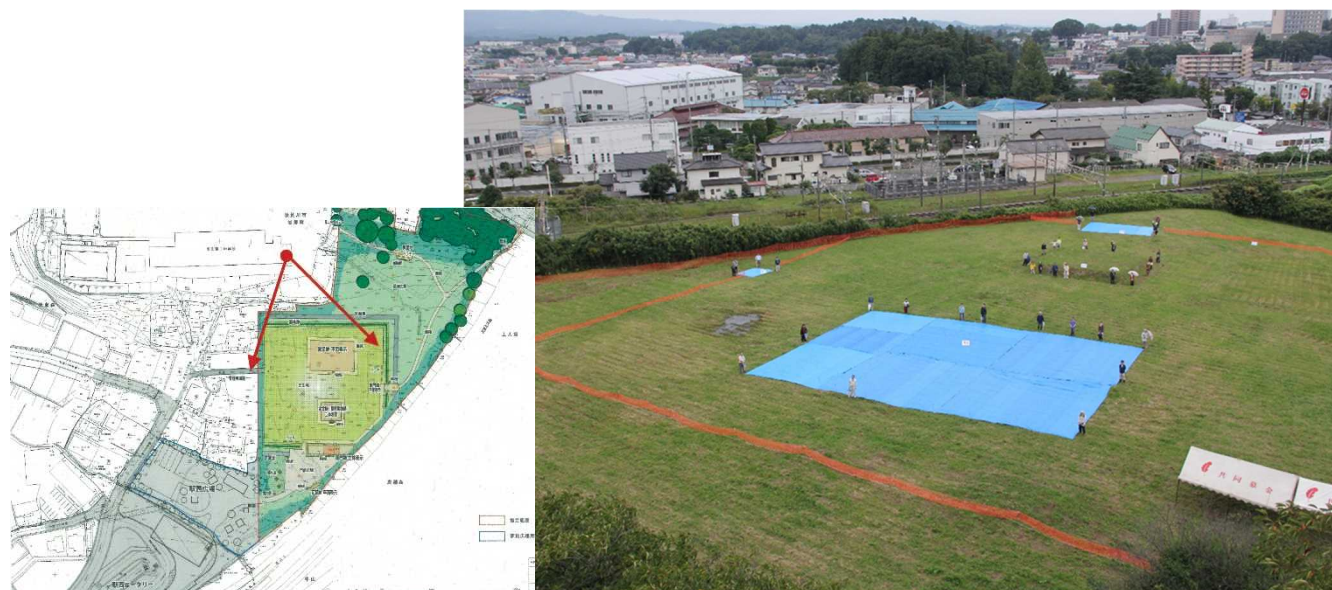
■現地の見学（一般市民・個人の利用者）

一般の見学者の利用状況は把握できませんが、アクセスの困難から非常に限られた数であると考えられます。JR 須賀川駅利用者から史跡全体が見える位置関係にもかかわらず、駅からのアクセスが悪く、駅利用者に向けた案内板などがいないため、史跡が活用されない状態です。

■現地の見学（学校教育）

須賀川市立第二小学校第6学年が毎年ふるさと学習で現地を訪れていますが、近隣小学

校である柏城小学校・阿武隈小学校児童は現在のところ史跡現地で学習する機会がありません。前述の小学校3校児童の進学先である第二中学校校舎は史跡への優れた眺望を有しますが、遺構の表現はなされていないため、生徒は在学中に史跡を意識することがなく、史跡を活用した学習をする機会がありません。また、市内の小学校では各学年に歴史学習や自然観察などの目的で市内生涯学習施設や公園を訪れる校外学習の機会が設けられていますが、この史跡には各学年単位で移動する際の大型バス台数（2～3台）がアクセス・駐車することが困難であるため、二小・二中以外の市内学校による団体見学はほとんど行われていません。



第 72 図 須賀川市立第二中学校からの眺望

■ 出土遺物の活用

出土遺物は市立博物館・歴史民俗資料館に保管され、常設展で展示している他、企画展での展示や市外への貸し出しも含め活用には多くの実績があります。しかし、史跡現地で出土遺物についての情報を得られる解説板・パンフレット等はありません。

(4) 維持管理の現状

■ 管理体制

須賀川市が史跡の管理団体に指定されており、史跡地内の現状変更等に係る事案について、また史跡の保存管理・活用にかかわる全般の事務に須賀川市文化交流部文化振興課が対応しています。

史跡範囲の管理事業は、年 3 回除草を中心に行っていますが、範囲が広く時期によっては除草が追い付かず、史跡への進入や説明板の視認が困難な状況になります。



第 73 図 除草前の史跡の状況（7 月頃）

■運営体制

管理と同様に、見学等の活用についても文化振興課が対応していますが、専門職員が少数のため、史跡現地での解説や調査研究への対応希望が増加した場合、すべてには対応しきれない状況です。

■関連団体

史跡と隣接する JR 須賀川駅の管理者である JR 東日本とは、相互の協議や連携が必要です。また、市内で歴史や文化に関する活動を行っている団体として、「須賀川史談会」「須賀川知る古会」「須賀川市立博物館友の会」「須賀川ふるさとガイドの会」があり、現在も須賀川市立第二小学校の見学に須賀川知る古会会員が対応するなど、史跡の活用に関する事業に多大な協力を得ています。また、史跡が生活圏内になる隣接町内会としては、新栄町町内会と下宿町内会があり、徒歩や自転車でのアクセスが可能な近隣の公立学校には須賀川市立第二中学校のほか、福島県立須賀川桐陽高等学校、須賀川市立柏城小学校があげられます。

■第7節 史跡の保存・活用上の課題

史跡を保護し、多くの人がある多様な価値を享受し活用できる形に整備するため、解決すべき課題は次のとおりです。

(1) 保存：保全と維持管理に関する課題

①史跡の顕在化

現在、史跡指定地は良好に保存されているにもかかわらず、その存在が市民にほとんど知られていません。特に維持管理のために年3回の除草を委託業務で実施していますが、夏場は除草が追い付かず、立ち入りが困難になるとともに、貴重な遺構が埋蔵されていることが意識されにくくなります。周囲の市街地整備も進んでおり、遺跡の特徴が広く理解され、通年的に多くの人々が遺跡に触れられるよう、史跡を保護すると同時に顕在化することが必要です。

②保全を確かなものとするための覆土や適切な排水施設の整備など

史跡指定範囲は全体的に傾斜地であり、水が集まる場所では、雨が降るとぬかるみが生じ立ち入りが困難になります。年間を通した利用を可能にするために適切な排水計画が必要です。同時に、整備後は来訪者の増加が見込まれるため、十分な覆土や舗装を施すなど地下遺構に影響を及ぼさないよう詳細について継続して検討します。

③史跡周辺の追加指定と公有化を進めるための調査

現在の史跡指定範囲は伽藍配置を保護するための最小限の範囲にとどまっており、開発によって史跡周辺のもつ史跡同等の価値が損なわれることが懸念されます。史跡に関連する周辺遺構を把握し、保護の必要性について地域住民に周知して理解を得ながら、必要な試掘調査や確認調査を実施する必要があります。史跡の遺構を確実に保護できる指定範囲の拡充が必要です。また、現在の指定範囲内で公有化がなされていない範囲があることから、引き続き公有化の取り組みを進め、史跡の第二期整備を計画していきます。

(2) 整備：アクセスと快適性の向上に関する課題

①周辺市街地等からのアプローチの形成

現在、史跡指定範囲へのアクセスは徒歩・車・公共交通機関いずれの方法によっても困難です。駅からの徒歩によるアクセス、周辺市街地からの徒歩や自転車等によるアクセス、史跡北側から南側の地区へ至るアクセス、さらには地区外からの自動車やバスなどによるアクセスなどに対し、必要な動線の整備とともに適切な案内看板を設置するなど、快適なアプローチのための整備を行う必要があります。アプローチの途上で遺跡に関する情報を提供したり、歴史空間に入る期待感を高めたりする工夫についても継続して検討します。

②史跡指定地内部の回遊動線等の形成

現在は草地を自由に歩き回れる状況ですが、遺構の配置や性格に即した動線がありません。遺構の表示とともに、適切な回遊動線を形成することが求められます。寺院が本来持っていた動線を明確にし、遺跡についての理解を助けるとともに、快適な観賞が可能になるよう景観形成にも配慮する必要があります。より多くの人アクセスできるよう、ユニバーサルデザインの観点から計画し、また維持管理のための管理用動線も検討します。

③様々なアクティビティに対応した快適な空間の形成

現在、史跡指定範囲内はもちろん、周辺にも史跡が存在した当時の景観を考慮した整備がされていません。また、史跡の見学者が利用できる休憩スペースやトイレ等が設置されていません。史跡指定範囲は、その本質的価値に触れるための観賞を助ける空間構成が必要だけでなく、イベントや体験学習の場、交流空間や憩いの場など多様なアクティビティを受け容れる空間となることが期待されます。古代の環境を考慮した植栽と修景や、既存の樹木などを利用した適度な緑陰の確保、盛土や障害物の除去により修景を施すなど景観形成について検討します。また史跡周辺には、想定される利用者数に応じた規模のトイレや休憩スペース、ガイダンススペースなどを確保することなども検討します。

(3) 活用：遺跡の表現など幅広い理解を得るための課題

①遺構や伽藍配置の表現

現在、史跡範囲内では遺構の埋蔵された箇所を表示や説明などは一切設置されていない状況です。また、建物の規模・構造を復元できる材料に乏しく、かつて存在した建造物の立体的な復元は困難です。遺跡をわかりやすく表現し、その特徴や発掘調査で得られた知見などを伝える必要があります。特に遺構については、覆土によって保護しながら、舗装等による表示や展示、部分的な遺構復元を行い、適切な解説板にAR(拡張現実)による表現などを組み合わせることによって、伽藍配置など当遺跡の特徴が理解されるように検討します。

②出土遺物の表現

当遺跡の特徴である金鼓や六角形の瓦塔などの出土遺物は、博物館に収蔵・展示されていますが、史跡現地での資料の展示や公開は困難です。また、史跡現地での出土遺物についての知識を得る手段がなく、本質的価値の全体的な理解が困難です。出土遺物は古代寺院空間を理解する上で重要な要素であり、整備後のそれらの幅広い活用の可能性を検討しつつ、史跡内に設置する案内・解説板や見学者用パンフレットでの説明、レプリカやAR(拡張現実)/VR(仮想現実)による史跡現地での遺物の表現など、整備事業の中での表現の仕方や情報提供の仕方を検討します。

③立地の特徴や周辺遺跡との関連などを含めた理解の促進

現在、栄町遺跡をはじめとする同時代の関連遺跡には、現地に個別の表示や解説が

設置されていますが、内容が限定的であると同時に、これらの遺跡が相互に関連して存在することがわかりやすく表示されていません。史跡の本質的価値を知るうえでは、それらの遺跡についても併せて知識を得られることが必要です。これらの中で最も高所に位置し、眺望に優れたこの史跡の特徴を活かし、周辺の古代遺跡などとの位置関係が理解されるよう、眺望点の整備や情報提供の仕方を検討する必要があります。また、どのような時代背景の中で当該寺院が成立したのか理解が深まるよう、情報提供するとともに体験的プログラムやイベントなどの開催について検討します。

(4) 維持：発展的運営にむけた課題

①将来にわたる価値の掘り起こし

現在、史跡の整備に向け、博物館や整備委員会活用部会等で企画する展示や講座など、本質的価値の周知や整備についての市民の理解促進に取り組んでいますが、その充実はまだ途上にあるといえます。将来にわたって継続的な調査研究に基づく情報発信を続け、上人壇廢寺跡が色褪せない魅力を発揮することが重要です。整備後にも、実験考古学的探究や種々の体験プログラム、イベントなどが継続的に展開するよう、整備と並行して組織形成を図るとともに、整備の中でもそれらを想定した場づくりを検討します。

②人々の理解に応じた情報提供

上人壇廢寺跡に興味を持った人に対し、現状でできる情報提供は、発掘調査報告書と企画展・講座関係資料の閲覧や博物館の常設展観覧に限られており、本質的価値そのものである現地を訪れても史跡に関する情報はほとんど得られない状況です。本質的価値が保存されている史跡現地において、その関心に応じた適切な情報提供がなされるよう、整備に合わせて、来訪者とのコミュニケーションのあり方や、情報の流れについて、市立博物館などと連携したサポート体制なども含め、検討する必要があります。その一環として、ウェブサイトの運営体制やデザイン等についても具体的に検討します。

④ サポーター組織の育成

史跡についての解説を希望する人や団体へは、須賀川史談会、須賀川ふるさとガイドの会、須賀川知る古会等の団体に多大な協力を得て対応していますが、メンバーの固定化や高齢化が今後の課題となっています。また、史跡が本当の意味で地域の財産となるためには、市が責任をもって維持管理を行う体制の構築と同時に、史跡を活用する地域住民や関係者の協力が欠かせません。住民が主体となる維持活動、研究会の組織、イベント開催、情報発信や交流の拡大を行うことは、上人壇廢寺跡の理解を広げる上でも重要です。そのためのサポートの仕組みづくりや、整備期間にも参加の輪を広げてゆけるよう検討します。

(5) その他の調整課題

① 駅舎・駅周辺の公共空間整備との協調

史跡の価値を多くの人に届けるうえで、史跡と隣接する JR 須賀川駅利用者への働きかけが重要となりますが、現在の駅舎内においては、駅から史跡が見えることの案内や誘導が行えず、パネルの設置等にも十分なスペースがない状況です。現在須賀川駅西地区都市構造再編集中支援事業のなかで新設が計画されている、東西自由連絡通路や新たなコミュニティスペースにおいて、駅の乗降客へのアピールや、駅からアクセスする人への案内やガイダンスが可能となるよう、都市計画課、観光交流課、JR 東日本との協議を進め、協力が得られるよう働きかけます。

駅周辺の駐車場や新しく整備される広場や関連施設が、史跡の利用者にとっても便利なものとなり、駅と周辺のにぎわい創出につなげることができるよう、整備内容についても関係各所と協議を進めます。

② 中学校との連携

史跡現地でその価値を知ることのできる整備がなされていない現況で、史跡を一望できる須賀川市立第二中学校生徒や教員の間においてもその認知度は大変低い状況です。市内小中学校の中でも史跡に接している第二中学校は、史跡の情報発信・学習の場として、特に連携すべき学校と考えます。そこで、第二中学校の史跡に対するニーズを把握するとともに、史跡の価値を伝え、その整備がもたらすメリットを働きかける取り組みが必要です。具体的には、歴史学習での活用はもちろん、史跡北側・南側からの登下校ルートや部活動、清掃活動の場としての利用を可能とし、史跡が地元中学生の学校生活の舞台となれる整備を実現することが考えられます。史跡の存在が教育課程上はもちろん、文化財愛護精神の醸成や豊かな心の育成に資すると同時に、史跡の将来にわたる保全や価値の継承を担う人材の育成につながることを目指し、教育委員会及び中学校と協議し連携を進めます。

		現状	課題
保存	史跡の遺構保護	保護されているが雑草地で排水不良	史跡の顕在化 覆土や排水の整備 追加指定や公有化のための調査
		指定範囲の一部が私有地	
		最低限の指定範囲	
	周辺の遺構保護	周辺遺跡は一部を除き消滅	
		一部に眺望の支障	
整備	周辺からのアクセス	車・徒歩でのアクセス困難	周辺市街地等からのアプローチの形成 指定範囲内の回遊動線の形成 様々なアクティビティに対応した快適な空間形成
	活用に資する設備の整備	遺構や動線の表示なし	
		統一・相互に関連する案内板なし	
		駐車場・トイレ・休憩施設・ガイダンス施設なし	
活用	現地の見学（一般）	ほとんどなし	遺構・遺物の表現 周辺遺跡との関連を含めた理解の促進 継続的な調査研究活動
	現地の見学（学校）	遺構・遺物の表示等なくほとんどなし	
	遺物の活用	良好に保管されているが現地で情報なし	
維持管理	管理体制	管理者 須賀川市	将来にわたる価値の掘り起こし 人々の理解度に応じた情報提供 サポーター組織の育成 駅舎等公共空間整備との協調 中学校との連携
	運営体制	専門職員 1 名のため解説対応困難	
	関連団体	須賀川史談会 須賀川市立博物館友の会 すかがわ知る古会 すかがわふるさとガイドの会 下宿町内会 新栄町町内会 第二中学校 県立桐陽高校	

第 9 表 現状と課題

■第8節 上人壇廃寺跡の整備活用求められること

これまでに挙げた歴史的・社会的・自然的環境を背景に、上人壇廃寺跡は、現代において以下のような役割を求められています。

(1) 東北地方の官衙及び関連遺跡の好例として保存され、古代史の理解に資すること。

城柵・官衙遺跡や寺院跡など、奈良時代行政組織の東北でのあり方に直接関連する施設の中でも、上人壇廃寺跡は伽藍配置や郡衙遺跡との位置関係がよくわかる遺跡として、東北古代史上の好例といえることができます。周辺遺跡との関係をしっかりと調査したうえで表現し、古代史を理解するうえでの好材料として活用できる整備が求められています。

(2) 日本史や地域史を学ぶ上で、身近で貴重な事例・素材となり、学校教育や生涯学習に資すること。

各地の豪族が朝廷のもとに統率され、中央集権国家が発生した時期に、当地方はどのような社会を形成していたか、市民にとって日本史の中での岩瀬地方の位置づけを知るうえで上人壇廃寺跡は一番身近に存在する事例であり、学校教育はもちろん、生涯学習における貴重な素材として貢献できるものです。

(3) 古代の景観や眺望を残し、悠久の歴史を感じながら散策したり、心を安らげたりすることができる憩いの空間となること。

周辺が宅地化・都市化し、まちの姿が刻々と移り変わっていく中で、上人壇廃寺跡は1,300年以上も昔の風景・景観を今に伝えるかけがえのない空間です。ここに立つ人が悠久の時間の流れの中に自分が存在することを実感し、よりよく生きるための癒しや活力を得る空間として整備されることが求められます。

(4) 須賀川市立第二中学校の登下校や部活動、駅周辺地域住民が行う自治的活動、市民や来訪者が参加する文化活動などに活用できること。

駅周辺地域住民の生活の場と、地域の児童生徒の学びの場に接している上人壇廃寺跡は、その人たちの様々な活動の舞台として生かされることが求められます。具体的には、地域住民の集会やレクリエーション活動のスペースとなること、安全で利便性の高い通学や部活動等を含めた学習活動の場となること、また、地域内外の人々が参加し交流する文化的活動の場となることなどが挙げられます。

(5) 駅前の公共施設として、須賀川を行き来する人々の休憩や待合に資すること。

JR 須賀川駅からその全体を望むことができ、ホームからも目にとまる上人壇廃寺跡は、駅利用者にとってもつい降りて立ち寄りたくなるような魅力があり、利便性の高い施設となることを求められます。駅西地区のロータリー、広場や東西自由連絡通路が整備され、駅から直接アクセスできる環境を整えば、駅を介して須賀川を往来する人にとって思いがけない有意義な時間を提供できる場所となることはもちろん、待ち時間の休憩場所や待ち合

わせのポイントとしての役割を果たすことができます。

(6) まちの原点・シンボルとして保存され、地域のアイデンティティのひとつとなること。

石背郡衙に関連する寺院としてこの地におかれ、現代まで保存されている上人壇廢寺跡は、「岩瀬」という地名発祥と深くかかわりを持つ史跡として、須賀川はもちろん岩瀬郡全体の地域住民にとってまちの歴史の原点であるといえます。このことは、当地方の成り立ちのなかで唯一無二の特徴であり、わたしたちの住む地域の個性といえるものです。

(7) 公園機能（緑地・広場）を充実させ、子育て世代をはじめすべての世代が活用しやすい憩いの場となること。

奈良時代からの悠久の時間の中で過ごせる場としては、奈良時代当時の自然環境や植生も考慮した、緑豊かな空間として整備されることも求められています。駅西地区の整備により地域の魅力が向上すると居住人口が増えることが期待できますが、それとともに、駐車場、四阿、トイレ、水場など、安全に楽しく過ごせる充実した機能が必要です。子育て世代だけでなく、高齢の方や障がいを持つ人にとっても、利用しやすい憩いの場となることが求められます。